

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：市長、市議会議長、市選挙管理委員会、市代表監査委員、市農業委員会、
市教育委員会、市ガス水道事業管理者

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	90.9%
全職員	72.4%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級の職	97.7%
課長級の職	100.1%
副課長級の職	95.6%
係長級の職	97.3%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.9%
31～35年	93.9%
26～30年	92.8%
21～25年	86.5%
16～20年	88.6%
11～15年	90.0%
6～10年	89.7%
1～5年	87.2%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

【説明欄】

- ・全職員の男女の給与の差異 72.4%については、女性職員の約 6 割が会計年度任用職員で任用されていることによるもの
- ・勤続年数別 1～5 年の区分 87.2%については、国、県からの割愛採用職員が含まれており、当該職員の男性の比率が高いことによるもの
- ・給与とは、給料のほか、時間外勤務手当や扶養手当などの各種手当を含めたものであり、任期の定めのない職員では、時間外勤務手当の男性に対する女性の割合は 60.9 %、扶養手当が 32.8 であるなど、男女の差が開く要因の一つとなっている。
- ・具体の算定結果は別紙 1 のとおり

■ 職員の給与の男女の差異(内訳)

(単位:円、人)

区分	男			女			男女の差異 (女/男)
	年間給与額※ ¹ A	実人数※ ² B	一人当たり※ ³ A/B	年間給与額※ ¹ A	実人数※ ² B	一人当たり※ ³ A/B	
① 任期の定めのない職員 ※正規職員	6,335,936,095	914.7	6,926,535	4,192,870,508	686.5	6,107,217	88.2%
② 任期の定めのある職員 ※再任用職員 ※会計年度任用職員等	1,151,996,102	328.4	3,508,373	3,261,216,015	1,022.1	3,190,775	90.9%
全体 ①+②	7,487,932,197	1,243.1	6,023,644	7,454,086,523	1,708.6	4,362,635	72.4%

※1 当該年度に支給した対象職員の給料、手当等の総支給額(非課税分の給与額を除く)。

※2 常勤職員の勤務時間(1日7時間45分)を1人とし、勤務時間に応じて換算した人数(換算した人数は端数処理を行わず、少数第一位までを表示)。

※3 対象職員の年間給与額から実人数を除して得た額(※2により表記上の数値で計算した額と一致しない)。